

葛城市人権擁護に関する条例

平成 16 年 10 月 1 日

条例第 102 号

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定めている日本国憲法の理念にのっとり、市民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、もって市民一人ひとりの参加による差別のない、人権尊重の「まち」づくりの実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、関係法令等に基づき必要な施策の推進を図り、市民の人権擁護と人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、人権意識の高揚を図るよう努めるものとする。

(啓発活動の充実)

第 4 条 市は、市民の人権問題についての人権意識の高揚を図るため、関係機関、団体等と連携しながら啓発活動の充実に努め、差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

(その他)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。